

研修会を活用した定期監査について

地域協議会等で行う研修会の中で、定期監査を行うことが可能です。その研修会の費用については、農林水産省の交付金（※1）を利用することが可能な場合があります。

① 定期監査とは？

認証施設は1年毎に認証の基準を順守しているか確認のため、認証機関により書類審査（必要書類と解体処理の映像の確認）によって定期監査を実施します。（認証取得時から重大な変更や書類のみでは判断できない場合は現地審査を実施する場合があります。）

② 交付金を利用した研修会

鳥獣被害防止とジビエ利活用を推進するため、衛生管理レベルの向上等を目的とした研修会に農林水産省の交付金を活用できます。

認証機関が開催する研修会に上記の交付金を利用できる場合があります。

③ 研修会を利用した定期監査

定期監査で確認すべき内容を含めた②の研修会に参加することでも、定期監査を実施することができます。

なお、研修会の内容や費用は事業実施主体（地域協議会等）、食肉処理施設、認証機関（当会）での相談となります。

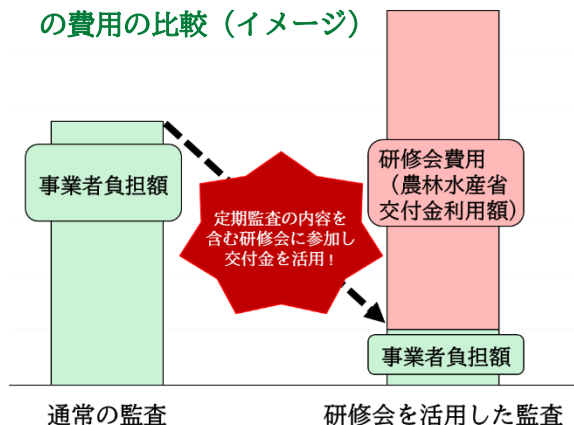


◆ 定期監査手数料（※2）

定期監査手数料

書類審査のみ	95,000 円（税別）
書類審査 ＋現地審査	130,000 円（税別） ＋認証審査員1名分の 旅費交通費

※ 「通常の監査」と「研修会を活用した監査」の費用の比較（イメージ）



◆ 研修会の内容の一例（※2）

- ・ 捕獲から出荷までの衛生管理
- ・ 厚生労働省のガイドラインに基づいた解体処理、カットチャートに沿った枝肉の部位分け
- ・ 国産ジビエ認証制度について
- ・ HACCP の考え方に基づいた衛生管理
- ・ 帳票整理について

※1. 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」
交付金の補助には市町村が作成した被害防止計画に内容を盛り込む必要があります。まずは市町村にご相談ください。
交付金の詳細は農林水産省鳥獣対策室（TEL：03-6744-2196）へお問合せください。

※2. 定期監査手数料は認証機関によって異なります。